

宿泊約款

(適用範囲) 第 1 条

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先されるものとします。

(宿泊契約の申し込み) 第 2 条

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名(2) 宿泊日及び到着予定時刻(3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）(4) その他当ホテルが必要と認める事項
 - 宿泊客が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
 - 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
 - 当ホテルは、宿泊予定日前に任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

(宿泊契約の成立等) 第 3 条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 1 7 条の規定を適用する事態が生じた時は、取消料（キャンセル料）に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 1 1 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りませう。
- 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉である時は、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示、又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約) 第 4 条

- 前条第 2 項の規定に関わらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否) 第 5 条

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 宿泊の申し込みが、この約款によらない時。(2) 満室(員)により客室の余裕がない時。(3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる時。(4) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある時。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言語がある時。(5) 宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 4 年 3 月 1 日執行)」による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力である時。(6) 宿泊客が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その団体である時。(7) 宿泊客が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者である時。(8) 宿泊客が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。(9) 宿泊客が、宿泊施設若しくは宿泊施設社員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した時、又は、かつて同様な行為を行ったと認められる時。(10) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められる時。(11) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められる時。(12) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ない時。(13) 宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき自己の利益を図る目的を秘して申し込みをした時。(14) 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められる時。

(宿泊客の契約解除権) 第 6 条

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除する事ができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条 第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、取消料(キャンセル料)を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条 第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の取消料(キャンセル料)支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日に 2 4 時(予め到着予定時刻が明示されている場合(チェックイン時間 1 5 時を基準とします)は、その時刻を 1 0 時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権) 第 7 条

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法律の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる時。(2) 宿泊客が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある時。(3) 宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 4 年 3 月 1 日執行)」による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力である時。(4) 宿泊客が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その団体である時。(5) 宿泊客が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者である時。(6) 宿泊客が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。(7) 宿泊客が、宿泊施設若しくは宿泊施設社員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した時、又は、かつて同様な行為を行ったと認められる時。(9) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められる時。(10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ない時。(11) ベッド等での寝たばこ、消防用施設設備に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止が定める利用規則の禁止条項に従わない時。(12) 宿泊契約成立後に第 5 条(10)に定めることが判明した時。(13) 宿泊の申し込みをした者が、第 2 条第 3 項に基づく当ホテルの依頼に対し、直ちに応じなかった時。(14) 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められる時。
- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時、その解除事由が前項(2)、(10)による時は、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由による時は、未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録) 第 8 条

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。(2) 外国人にあっては、パスポートをコピーさせていただきます。(国籍、旅券番号、入国地及び年月日)(3) 出発日及び出発予定時刻(4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が第 1 1 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、予め、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間) 第 9 条

- 当ホテルは、規定時間外の客室利用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

【追加料金】追加時間 1 時間おひとり様あたり 2 0 0 0 円
オーシャンプレミアムスイート・オーシャンジュニアスイートにつきましてはおひとり様あたり 3 0 0 0 円

※ 1 5 時以降はそのお部屋の 1 泊分の定価宿泊料金を申し受けます。※ 満室の場合等、規定時間外の客室利用を応じかねる場合もございます。

(利用規則の遵守) 第 1 0 条

- 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い) 第 1 1 条

- 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任) 第 1 2 条

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。
- 当ホテルは、万一の火災等に対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

(駐車場利用規則) 第 1 3 条

- 自動車は必ず施錠してください。
- 場内に於いて不可抗力若しくは事故、盗難等により車両、その他の物に損害が生じた場合、当ホテルは、一切賠償の責任は負いません。
- 駐車場の施錠等を損傷した時は、その損害を弁償していただきます。
- 場内に於いて不正駐車を発見した時には、1 台 3 万円いただきます。※ご利用時間はチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとさせていただきます。

(契約した客室の提供ができない時の取扱い) 第 1 4 条

- 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は、取消料(キャンセル料)相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い) 第 1 5 条

- 宿泊客が、フロントにお預けできる物品又は現金・貴重品(貴金属は含みません)の上限額は 5 万円までとします。
- 宿泊客が、フロントにお預けになった物品又は現金・貴重品(貴金属は含みません)について、滅失、毀損等の損害が生じた時は、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは 5 万円を限度とし、その損害を賠償します。
- 宿泊客が、当ホテルにお持ち込みになった物品又は現金・貴重品(貴金属は含みません)であって、フロントにお預けにならないものについて、当ホテルの故意又は過失、毀損等の損害が生じた時は、当ホテルは 5 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、手荷物やクリーニングサービスの利用で衣類をフロントに期間を定めず預け、1 週間経過しても連絡なく取りに來なかつた場合は所有権を放棄したとみなし廃棄処分させていただきます。
- 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。

(1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管) 第 1 6 条

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントに於いてチェックインする際お渡します。
- 宿泊客がチェックアウトした後、手荷物又は携帯品が当ホテルに保管の依頼なく置き忘れられていた場合に於いて、その所有者が判明した時は、当ホテルは当該所有者に連絡をすると共に、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 第 1 6 条 第 1 項の場合に於ける宿泊客の手荷物の保管についての当ホテルの責任は第 1 5 条 第 2 項の規定に準ずるものとします。

(宿泊客の責任) 第 1 7 条

- 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
- 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたらと認識したときは、滞在中において速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(準拠法と管轄裁判所) 第 1 8 条

- 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

(附則)

- 当ホテルは、平成 26 年 6 月 22 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。
- 当ホテルは平成 28 年 7 月 1 日、宿泊約款第 2 条 4 項、第 5 条 1 項(14)、第 7 条 1 項(14)、第 15 条 5 項(1)、第 17 条 2 項を各新設し、第 7 条 2 項の一部を改訂し、同日施行する。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条 第 1 項及び第 1 1 条 第 1 項関係)

内 約		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 ② 税金 イ. 消費税 8 %
	追加料金	③ 飲食料及びその他の利用料金 ④ 税金 ロ. 消費税 8 %
	税金	消費税 8 %

備考 1 基本宿泊料は掲示する料金表によります。

別表第 2 取消料(キャンセル料)(第 6 条 第 2 項関係)…ホテル用

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	3 日前	7 日前	1 0 日前	2 0 日前	2 9 日前	5 9 日前
契約申し込み人数	1～9名	100%	100%	50%	0%	0%	0%	0%	0%
	10～14名まで	100%	100%	80%	80%	50%	30%	20%	0%
	15～29名まで	100%	100%	80%	80%	60%	40%	30%	0%
	30名～	100%	100%	100%	100%	100%	80%	80%	80%

契約解除の通知を受けた日	8 9 日前	1 2 0 日前																		
契約申し込み人数	1～9名	0%	0%																	
	10～14名まで	0%	0%																	
	15～29名まで	0%	0%																	
	30名～	40%	20%																	

(注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。